

群馬県適正化通信 NO. 115(平成30年3月号)

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う手続きについて

平成29年11月4日より、トラック運送事業における適正運賃・料金の収受を推進するために標準貨物自動車運送約款等が改正されました。この結果、貨物自動車事業者は新標準約款を使用する場合は、運賃及び料金の変更届出を、旧標準約款を使用する場合には、運送約款の変更認可申請を運輸支局に提出することになりました。

当協会では、「標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う説明会及び事業者の手続き」を平成29年11月10日に開催しましたが、現在、県内事業者の5割ほどが、手続きを行っていない状況です。

手続きを行っていない事業者の皆様は、早急に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

貨物自動車運送事業法第10条1項 運送約款認可違反

初違反 20日車 再違反 40日車

貨物自動車運送事業法第11条 運賃及び料金（個人を対象とするものに限る。）、運送約款等の無掲示 初違反 警告 再違反 10日車

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2

【手続き方法】

◎新標準約款を使用する場合

- ①運賃及び料金の変更届出を行う。
- ②改正告示後の新標準約款を営業所に掲示する。

◎旧標準約款を引き続き使用する場合

- ①旧標準約款を使用することについて認可申請を行う。
- ②認可後、認可番号及び認可日を旧標準約款に記入し、営業所に掲示する。

◎新たに独自に定めた約款を使用する場合

- ①独自に定めた運送約款を使用することについて認可申請を行う。
- ②運賃及び料金の変更届出を行う。
- ③認可された運送約款を営業所に掲示する。

提出する申請書及び届出書は（一社）群馬県トラック協会ホームページの新着情報2017年10月23日付け「標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う会員事業者の手続きについて」を活用してください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821